

**総合文化センター跡地活用等民間活力導入可能性基礎調査委託業務
企画提案書の提出要領**

1 企画の提案要領

(1) 提案の内容

提案は、総合文化センター跡地活用等の民間活力導入の可能性基礎調査を行うにあたり、別紙仕様書等を参考に調査の具体的な手法、スケジュール、市と業者との役割分担及び費用について、実現性と実効性を十分考慮したものとします。

(2) 応募資格

ア 応募者は単独の法人格を有する団体（以下、「単独応募者」という。）、もしくは複数の法人格を有する団体（以下、「構成団体」という。）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。

イ 単独応募者又は応募グループの代表法人は、参加登録申込までに「令和4・5年度稲沢市入札参加資格者名簿(物品等)」に次の種目で登録されていることとします。

業務（大分類）「役務の提供等」 営業種目（中分類）「調査委託」

(3) 応募者の資格制限

以下に該当する者は、単独応募者又は応募グループの構成団体となることはできません。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てを受けている法人

イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する法人

エ 募集開始時点から、優先交渉権者決定通知までの間に、稲沢市入札者心得書第3条による指名停止の期間がある法人

オ 募集開始時点より最近の2年間において、法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす。）

カ 稲沢市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

2 選定のスケジュール

本業務は以下の日程にて、優先交渉権者の決定、契約の締結を予定しています。

- ・ 参加登録申込 令和5年4月18日（火）～令和5年4月27日（木）午後5時
- ・ 質問の受付期間 令和5年4月18日（火）～令和5年4月27日（木）午後5時
- ・ 質問に対する回答 令和5年5月2日（火）（予定）
- ・ 企画提案書類の受付期間 令和5年5月8日（月）～令和5年5月16日（火）午後5時
- ・ プレゼンテーション審査 令和5年5月24日（水）（予定）
- ・ 優先交渉権者の決定通知 令和5年5月25日（木）（予定）
- ・ 契約締結 令和5年5月末（予定）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 企画提案書類の提出

(1) 提出書類 ※ 様式は自由とします。

- ・ 企画提案書

別紙1の評価項目及び「総合文化センター跡地活用等民間活力導入可能性基礎調査委託業務仕様書」の「3業務の内容」に沿った内容とすること。

- ・ 貴社の同種・類似業務実績

- ・ 担当チームの構成

- ・ 見積書

上限提案金額 10,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 提出期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月16日（火）午後5時まで

(4) 提出方法

企画提案書類を持参により市に提出してください。

(5) 提出先

稲沢市総合政策部秘書政策課（稲沢市役所本庁舎2階）

5 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和5年5月24日（水）（予定）

(2) 実施方法

- ・ 応募者が企画提案書類に関するプレゼンテーションを行い、それに対して審査委員が、別紙1に基づき、取組姿勢、企画提案書類の内容、セールスポイント等についてヒアリングを実施します。

- ・ 出席者は4名以内とします。

- ・ 応募者からの説明20分、質疑応答10分の計30分とします。

- ・ プレゼンテーションは、企画提案書類に記載された内容を逸脱しない範囲で実施してください。企画提案書類等については、プロジェクタを使用して投影することが可能です。利用を希望される場合は、企画提案書類提出時にお伝えください。

※プロジェクタとスクリーンは市で用意します。

(3) その他

審査当日の詳細は、令和5年5月18日（木）までに企画提案書類提出者に通知します。

6 審査

(1) 審査方針

優先交渉権者の選定に際し、市職員による審査委員が、提案内容に対して総合的に評価を行

い、最も評価の高い応募者を優先交渉権者として選定します。また、評価点が同一の場合には、提出された見積金額が低い応募者を上位とします。

(2) 評価基準

評価基準については、別紙1「総合文化センター跡地活用等民間活力導入可能性基礎調査委託業務に関する評価基準」のとおりです。

(3) 審査の通知・公表

審査結果については、プレゼンテーション審査を行った応募者に文書にて通知します。併せて、優先交渉権者等審査結果は市公式ウェブサイトにおいて公表します。なお、審査結果に対する問合せには一切応じません。

7 その他

(1) 参加登録申込

企画提案書類の提出、プレゼンテーション審査への参加を希望される応募者は、必ず以下のとおり参加登録申込みを行ってください。

【受付期間】

令和5年4月18日（火）から令和5年4月27日（木）午後5時まで

【提出方法】

参加登録申込書（様式1）を電子メールにより提出してください。メールの件名は「参加登録申込（法人等名）」としてください。

【提出先】

kikaku@city.inazawa.aichi.jp

【その他留意事項】

- ・ 応募グループの場合、代表法人が参加登録を行うものとしますが、参加登録時点で構成団体等をすべて確定させる必要はありません。
- ・ 参加登録を行ったにもかかわらず、企画提案書類を提出しなかった場合は、プレゼンテーション審査を辞退したものとみなし、審査結果の通知を行いません。

(2) 質問

企画提案書類提出にあたっての質問は、次の期限までに電子メールで提出してください。郵送及び電話など電子メール以外での方法による質問は受け付けません。回答は、全応募者の全質問をまとめた上で、全応募者に対し一括して行います。

【受付期間】

令和5年4月18日（火）から令和5年4月27日（木）午後5時まで

【提出先】

kikaku@city.inazawa.aichi.jp

【回答予定日】

令和5年5月2日（火）（予定）

【その他留意事項】

- ・ メールの件名は「質問（法人等名）」としてください。
- ・ 質問がない場合、「質問なし」と明記して、提出してください。
- ・ 質問の提出は1者につき1度のみとし、追加提出等は認めません。

- ・ 質問用紙の様式は自由としますが、宛名を「稲沢市長」、件名を「総合文化センター跡地活用等民間活力導入可能性基礎調査委託業務」としてください。
- ・ 回答は電子メールで行いますので、回答先を質問用紙に明記してください。
- ・ 稲沢市からの回答を受信したら、稲沢市総合政策部秘書政策課まで、受信確認した旨の電話をしてください。（電話番号 0587-32-1139）

(3) 提出書類の取扱い

- ・ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属し、企画提案書については、著作権保護の観点から稲沢市行政情報公開条例（昭和58年稲沢市条例第16号）第6条第1項第2号に基づき、情報公開の対象から除外するものとして扱います。ただし、契約を締結することになった応募者の企画提案書類については、本事業の範囲において公表できるものとします。
- ・ 市からの指示があった場合を除いて、企画提案書類を提出した後は、変更、差替え及び再提出は認めないものとします。
- ・ 応募者が提出した企画提案書類は返却しません。

(4) 費用負担

応募に関する費用は、すべて企画提案書類を提出した応募者の負担とします。

(5) 辞退

参加登録申込後において、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式2）を電子メールにより提出してください。なお、辞退された場合においても企画提案書類は返却しません。

【提出先】

kikaku@city.inazawa.aichi.jp

【その他留意事項】

メールの件名は「辞退（法人等名）」としてください。